

熊取町放課後児童健全育成事業届出実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8に規定する届出等について必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定に基づく届出は、放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）によるものとする。

(事業変更の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定に基づく届出は、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）によるものとする。

(事業廃止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定に基づく届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）によるものとする。

(証明書)

第5条 法第34条の8の3第1項に規定する調査を行う場合において、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第20条の規定に基づく当該職員が携帯すべき証明書は、放課後児童健全育成事業調査職員身分証明書（様式第4号）とする。

(様式)

第6条 様式について必要な事項は別表の定めるところによる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の届出等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

様式番号	関係条文			種類
	条	項	号	
1	2			放課後児童健全育成事業開始届
2	3			放課後児童健全育成事業変更届
3	4			放課後児童健全育成事業廃止（休止）届
4	5			放課後児童健全育成事業調査職員身分証明書